二　施行期日等

1　この政令の施行に関し必要な経過措置を定めることとした。（附則第二項関係）

2　この政令は、令和四年四月一日から施行することとした。

◇押印を求める手続の見直し等のための厚生労働省関係政令の一部を改正する政令（政令第三六七号）（厚生労働省）

一　社会保険審査官及び社会保険審査会法施行令の一部改正関係

社会保険の審査請求又は再審査請求に関し、審査請求人又は再審査請求人等に対して押印を求めている手続について、当該押印を不要とすることとした。（第一条関係）

二　労働保険審査官及び労働保険審査会法施行令の一部改正関係

労働保険の審査請求又は再審査請求に関し、審査請求人又は再審査請求人等に対して押印を求めている手続について、当該押印を不要とすることとした。（第二条関係）

三　中小企業退職金共済法施行令、介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令、独立行政法人福祉医療機構法施行令、独立行政法人国立病院機構法施行令、独立行政法人労働者健康安全機構法施行令、独立行政法人地域医療機能推進機構法施行令、前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令及び高度専門医療に関する研究等を行う国立研究開発法人に関する法律施行令の一部改正関係

債券の募集に応じようとする者に対して押印を求めている手続について、当該押印を不要とすることとした。（第三条関係）

四　施行期日

この政令は、令和三年一月一日から施行することとした。

◇生活保護法施行令の一部を改正する政令（政令第三六八号）（厚生労働省）

1　生活保護法第七五条第一項第三号及び第四号に規定する国の負担の算出の基礎となる額に、同法第五五条の八第一項に規定する被保護者健康管理支援事業の実施に要する費用を追加するとともに、同法第七三条及び第七五条（第一項第三号及び第四号を除く。）に規定する都道府県又は国の負担及び補助の算出に当たり、市町村又は都道府県の収入の額のうち同事業に係るものを控除することとした。（第一〇条関係）

2　この政令は、令和三年一月一日から施行することとした。

◇年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（政令第三六九号）（厚生労働省）

一　国民年金法施行令の一部改正関係（第一条関係）

1　国民年金法第三〇条の四の規定による障害基礎年金の支給を停止する場合の所得の額の計算について、地方税法第三四条第一項第八号の二に規定するひとり親控除を受けた者については当該控除を受けた者につき三五万円控除することとした。

2　国民年金法第九〇条第一項に規定する生徒又は学生であって政令で定めるものに、中学校（夜間その他特別の時間において授業を行うものに限る。）に在学する生徒を加えることとした。

3　国民年金法第九〇条第一項第三号に規定する政令で定める者は、地方税法に定める障害者、寡婦及びひとり親とすることとした。

4　国民年金の保険料の一部免除等における所得の額の計算について、1に準じた改正を行うこととした。

5　国民年金法附則第九条の三の二第三項に規定する政令で定める数について、保険料納付済期間等の月数の区分に応じてそれぞれ定めることとした。

二　厚生年金保険法施行令の一部改正関係（第二条関係）

厚生年金保険法附則第二九条第四項に規定する政令で定める数について、被保険者であった期間に係る被保険者期間の区分に応じてそれぞれ定めることとした。

三　国民年金法による改定率の改定等に関する政令の一部改正関係（第三条関係）

令和二年度における国民年金法に規定する脱退一時金の額に関する規定を削ることとした。

四　特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律施行令の一部改正関係（第四条関係）

特別障害給付金の支給を制限する場合の所得の額の計算について、一の1に準じた改正を行うこととした。

五　年金生活者支援給付金の支給に関する法律施行令の一部改正関係（第五条関係）

1　障害年金生活者支援給付金及び遺族年金生活者支援給付金を支給する場合の所得の額の計算について、一の1に準じた改正を行うこととした。

2　年金生活者支援給付金の支給要件に該当する者から、各年の一〇月一日から一二月三一日までの間に認定の請求があったときは、当該各年の九月三〇日に当該認定の請求があったものとみなすこととした。

六　確定拠出年金法施行令の一部改正関係（第六条関係）

確定拠出年金法附則第三条第一項第三号の政令で定める期間について、一月以上五年以下とすることとした。

七　国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部改正関係（第七条関係）

1　国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六〇年法律第三四号）第一条の規定による改正前の国民年金法の規定による寡婦年金を支給しないこととする要件を、老齢年金又は障害年金若しくは障害基礎年金の支給を受けたことがある夫が死亡したときとすることとした。

2　老齢福祉年金の支給を制限する場合の所得の額の計算について、一の1に準じた改正を行うこととした。

八　特別会計に関する法律施行令の一部改正関係（第八条関係）

所要の改正を行うこととした。

九　施行期日等

1　所要の経過措置を設けることとした。（附則第二条及び第三条関係）

2　この政令は、一部の規定を除き、令和三年四月一日から施行することとした。